

「九州観光推進機構」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、九州観光推進機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 機構は、主たる事務所を福岡市内に置く。

2 機構は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 機構は、九州地域における魅力ある観光地づくりと国内・海外観光客等の九州への誘客を推進し、観光産業の振興と九州経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 九州観光戦略の「旅行先としての九州を磨く戦略」に関する事
- (2) 九州観光戦略の「国内大都市圏などから九州に人を呼び込む戦略」に関する事
- (3) 九州観光戦略の「東アジアなどから九州に人を呼び込む戦略」に関する事
- (4) 九州観光戦略の「九州観光の推進体制の強化」に関する事
- (5) その他機構の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 会員は、機構の趣旨に賛同するもので、次のとおりとする。

- (1) 正会員 地方公共団体、企業及び関係団体
- (2) 賛助会員 法人又は団体で、機構の目的に賛同しその事業に協力しようとするもの
- (3) 推薦会員 学識経験者の中より理事会の議を経て、会長が推薦する個人

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会を希望するものは、別に定める手続きにより理事会の承認を得て入会することができる。

(会費又は負担金)

第7条 正会員は、別に定める規定により、会費又は負担金を納めなければならない。

2 正会員がその資格を喪失したときは、未納の会費又は負担金は徴収され、既納の会費その他の拠出金は返還しない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、総会において議決の前に、除名しようとする会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 会費又は負担金を納入しないとき

(2) 機構の名誉を毀損し、又は機構の目的に違反する行為があったとき

第3章 役員

(種別及び定数)

第10条 機構に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上19人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち会長を1人、副会長を2人、事業本部長を1人とする。

(選任等)

第11条 役員は、正会員の中から総会において選出する。

2 会長及び副会長は、理事の互選によりこれを定める。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職 務)

第12条 会長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約に定めるところにより、機構の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要あるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること

(任 期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上

の議決により、これを解任することができる。この場合、総会において議決の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第15条 役員には、報酬及び退職金を支給しない。

- 2 役員に、費用を弁償することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合は、理事会の議決を経て、別に定めることができる。

第4章 総会

(種別及び構成)

第16条 総会は、これを定時総会と臨時総会に分ける。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(開催及び招集)

第17条 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内にこれを開催し、臨時総会は次の場合に速やかにこれを開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事会の議決があったとき
 - (3) 5分の1以上の正会員から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき
 - (4) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき
- 2 総会は、会長が招集する。
 - 3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した書面をもって、少なくとも10日前までに会員に通知しなければならない。

(議決事項)

第18条 総会は、規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他会長が特に重要と認める事項

(議長)

第19条 総会の議長は、会長をもってこれに充てる。ただし、監事の請求に基づく臨時総会を開催した場合は、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数及び議決)

第20条 総会は、正会員の過半数の出席によって成立する。

2 議事は、出席会員の過半数をもってこれを決し、賛否同数のときは議長がこれを決する。

(議決権の代行)

第21条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は出席したものとみなす。

(議決権数)

第22条 正会員の総会における議決権は、各1個とする。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第24条 理事会は、この規約に定めるもののほか、機構の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種別及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第12条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第26条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第29条 理事会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

第6章 評議員会

(評議員)

第31条 機構に、評議員21人以上35人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員は役員を兼ねることができない。

4 評議員の任期及び報酬等は、第13条第1項及び第15条第1項の規定を準用する。この場合において、規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会に、議長と副議長を置く。

2 議長と副議長は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

3 評議員会は、議長がこれを招集する。

4 評議員会は、理事会に提出する議案及び第4条の事業推進のために必要な事項について審議し、議長及び副議長が代表して理事会に対して意見を述べることができる。

5 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第7章 顧 問

(委 嘱)

第33条 機構に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長がこれを委嘱する。

(顧問の任務)

第34条 顧問は、機構の業務遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じる。

(任 期)

第35条 顧問の任期は、第13条第1項の規定を準用する。この場合において、規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第8章 観光プロデューサー及び観光アドバイザー

(観光プロデューサー)

第36条 機構に、観光プロデューサーを置くことができる。

- 2 観光プロデューサーは、理事会の同意を得て会長がこれを委嘱する。
- 3 観光プロデューサーは、観光誘致事業の総合プロデュースを行い、事業本部の円滑な運営にあたり事業本部長を補佐する。
- 4 観光プロデューサーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 観光プロデューサーには報酬を支払うことができる。

(観光アドバイザー)

第37条 機構に専門分野ごとに観光アドバイザーを置くことができる。

- 2 観光アドバイザーは、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 観光アドバイザーの任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 観光アドバイザーには報酬を支払うことができる。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 機構の資産は、会員の会費、寄付金、資産から生じる収入及びその他の収入をもってこれを構成する。

(資産の管理)

第39条 機構の資産の運用及び管理については、会長がこれを総理し、理事会の承認を受けて事業本部長が執行にあたる。

(経費の支弁)

第40条 機構の経費は、資産をもって支弁する。

(余剰金)

第41条 機構は、事業年度末において余剰金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰越すか、又は積立てるものとする。

(事業年度)

第42条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 解散及び残余財産の処分

(解散及び残余財産の処分)

第43条 機構は、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決をもって解散することができる。

2 解散のときに存する残余財産は、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決をもって、その処分方法を決定するものとする。

第11章 事業本部

(設置等)

第44条 機構の事業推進を図るため、事業本部を設置する。

2 事業本部に、理事兼事業本部長及び所要の職員を置く。

3 事業本部職員は、機構を構成する各県及び民間、団体から派遣する者をもって充てる。ただし、必要に応じて、派遣以外の者を職員として置くことができる。

4 事業本部職員は、会長が任免する。

5 事業本部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第12章 雑 則

(委 任)

第45条 規約に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、機構の設立の日(平成17年4月22日)から施行する。

2 機構の設立当初の役員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、九州地域戦略会議議長及び副議長の定めるところとする。

3 機構の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立の日から平成18年3月31日までとする。

(施行期日)

第1条 この規約は、平成20年5月27日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成20年4月1日から適用する。